

## 策定体制について

## 1 5事業5疾病及び在宅医療の検討体制

5事業5疾病及び在宅医療等の個別の会議において、適宜、分野別の課題について検討する。

	会議体	所管課
救急医療	救急医療問題調査会	医療課
災害時における医療	災害医療対策会議	健康危機管理課
周産期医療	周産期医療協議会	医療課
小児医療	救急医療問題調査会 小児救急部会	医療課
在宅医療	在宅医療推進協議会	医療課
がん	がん対策推進協議会	がん・疾病対策課
脳卒中	脳卒中 WG	医療課
急性心筋梗塞等の心血管疾患	急性心筋梗塞等の心血管疾患 WG	医療課
糖尿病	糖尿病 WG	医療課
精神疾患	精神保健福祉審議会	がん・疾病対策課

詳細は  
資料 4

## 2 医療と介護の「協議の場」について

○ 国指針では、次のとおり示されている。

病床の機能分化・連携に伴い生じる、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性の確保が重要であることから、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画において掲げる介護の整備目標と、医療計画において掲げる在宅医療の整備目標が整合的なものとなるよう、当該協議の場において、必要な事項についての協議を行うこと。（厚生労働省医政局長通知（H29.3.31付医政地発 0331 第 57 号）

○ 県としては、「協議の場」については、例えば地域医療構想調整会議など既存の会議体を活用することで検討しているが、介護保険事業（支援）計画の策定にかかる国基本指針案が提示されてから具体化することとなる。

○ 今後スケジュール（想定）

7月頃	介護保険事業（支援）計画策定にかかる国基本指針案が示される予定
7月頃	「在宅医療等の新たなサービス必要量」について国より示される予定
7～8月頃	自治体関係者間の事前に整理・調整すべき事項を検討する場の開催 ⇒介護保険・高齢者福祉主管課長会議を活用
9～10月頃	医療・介護の体制整備に係る「協議の場」の開催 ⇒地域医療構想調整会議を活用

## <参考>

### 【医療・介護の体制整備に係る協議の場について】

- ・ 協議の場については、※印の審議会等で議論する前段階として、自治体が地域医師会等の有識者を交えて、計画を策定する上で必要な整合性に関する協議を行う場とする。

※ それぞれの計画の最終的な議論は、医療審議会や作業部会、介護保険事業（支援）計画作成委員会等において、それぞれ行う。

- ・ 協議の場は、二次医療圏単位で設置することを原則とする。ただし、二次医療圏と老人福祉圏域が一致していない場合等、二次医療圏単位での開催が適当でない場合には、都道府県が適当と認める区域も可能とする。

また、地域医療構想調整会議の枠組を活用し、同会議の下に関係者によるワーキンググループ形式で設置する等、柔軟な運用を可能とする。

⇒ なお、協議が円滑に進行するよう、自治体関係者間において事前に整理・調整すべき事項を別途設定し提示する

### 【自治体関係者間において事前に整理・調整すべき事項】

#### (1) 医療計画と介護保険事業（支援）計画で対応すべき需要について

統合的な整備目標・見込み量の前提となる将来の医療需要について、訪問診療での対応を目指す部分と、介護サービス（施設サービス、居宅サービス）での対応を目指す部分との調整を行う。

#### (2) 具体的な整備目標・見込み量の在り方について

将来の医療需要に対応するサービスごとの整備目標・見込み量について、地域の実情を踏まえ、市町村と都道府県で役割分担の調整を行う。訪問看護ステーションの地域偏在等により、市町村を越えた広域的な調整が必要な場合は、都道府県が積極的に支援する。

#### (3) 目標の達成状況の評価について

次期計画（第7次医療計画の中間見直しと、第8期介護保険事業（支援）計画）の策定に向け、両計画の目標・見込み量の達成状況を適宜共有する。

(第9回医療計画等の見直しに関する検討会H29.2.17より)